

## 有限会社プラスエヌ行動計画 第3期

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日の3年間

2. 内 容

目標1：全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均が毎月45時間未満とする。

<対策>

- 令和8年 4月～ 残業時間の集計結果の確認、検討開始
- 令和8年 5月～ 残業時間の削減目標を設定し業務量を見直す
- 令和8年 8月～ 部署ごとの問題点の検討及び研修

目標2：計画期間における男性の育児休業取得率を40%以上とする

<対策>

- 令和8年 5月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和8年 8月～ 育児休業取得開始日から7日間を有給とする制度を導入する

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和8年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和8年 8月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に年1回行う
- 令和8年 10月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和8年 11月～ 社内報などでキャンペーンを行う